

当院は厚生労働大臣が定める基準による診療を行っている保険医療機関であり、定められた取り組みを行うことにより以下の通り所定の加算を行っております。

*** 明細書発行体制等加算**

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。なお明細書には使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は会計窓口にて、その旨をお申し出ください。

*** 医療情報取得加算**

当院はマイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り算定しています。

マイナ保険証を利用し情報取得に同意する	初診 1 点	再診（3 か月に 1 度） 1 点
マイナ保険証を利用しない	初診 3 点	再診（3 か月に 1 度） 2 点

*** 医療 DX 推進体制整備加算**

当院では医療 DX 推進のため以下の通り体制整備を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を整えており、一定の実績を有しております。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室・処置室等において閲覧・活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋発行体制および国が提供する電子カルテ情報共有サービス等については、導入準備を進めております。
- ・医療DX推進体制に関する事項や質の高い診療を実施するために十分な情報を取得・活用して診療を行うことについての掲示を行っております。

*** 生活習慣病管理料**

令和 6 年度の診療報酬改定により生活習慣病にかかる診療報酬が大幅に変更されました。高血圧症、脂質異常症および糖尿病を主病として通院されていた患者様は、従来の所定加算であった特定疾患管理料から生活習慣病管理料に算定が切り替わりました。患者様にはここに応じた目標設定や食事や運動に関する指導等の療養計画書を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行います。

*** 外来感染対策向上加算**

当院は院内感染防止対策として次のような取り組みを行っております。

- ・管理者である院長が中心となって作成した院内感染防止対策マニュアルにもとづき、職員の手洗いや手指消毒、必要に応じた個人防護具の使用等を実践して感染予防に努めております。
- ・感染防止に関する知識の向上や意識の共有のため年2回以上の研修会を行っております。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は一般診療の方と動線をわけた診療スペースを確保して対応しております。
- ・感染対策に関して地域の基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供や助言を受けております。
- ・感染防止対策上、必要に応じて患者様や介助者様に対してマスクの着用や予約時間の変更をお願いする場合がございますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

*** ベースアップ評価料**

看護師等の医療現場で働く職員の待遇向上を図り、人材確保に努め、より良い医療提供を継続するための取り組みとしてベースアップ評価料が開始されます。これにより患者様の診療費のご負担が上がる場合がございますが、これらは全て職員の待遇向上に充てられるものです。何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。